



組・企第481号  
平成30年6月6日

一般社団法人  
日本建設業連合会 御中

警視庁組織犯罪対策部



### 下請契約等における暴力団排除対策について（依頼）

入梅の候、貴会におかれましては益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素から警察行政各般にわたり、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成28年3月29日、貴会や関係機関・団体とともに「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 暴力団排除共同宣言」（以下「暴力団排除共同宣言」という。）を締結しました。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催まで残り2年余りとなり、競技会場整備等の関連事業も本格化し、その他各種再開発等の建設工事も都内各所で盛んに行われ、東京2020大会に向けた機運も非常に高まっています。

そのような中、現に当庁では、福島県内で放射性物質除染工事を請負う業者に対し、労働者を紹介して紹介手数料を取得した等の容疑により、昨年9月に暴力団組長らを職業安定法違反等の容疑で逮捕し、また虚偽の申請をして東京都知事から一般建設業の許可を受けた容疑により、同月に暴力団幹部らを逮捕し、指定暴力団幹部が事業活動を支配している事実が明らかになったことから、同事業者につき、同年10月に東京都に対して暴力団排除に係る通知を実施し、建設業許可の取消し処分がなされています。

今後も暴力団等の反社会的勢力が、資金獲得のために関連事業や各種建設工事への介入、不当な要求、不法行為等を行うことが強く懸念されるところ、東京2020大会の各競技施設等の整備事業においては、暴力団排除共同宣言の趣旨を徹底するため、貴会会員等の御協力により、暴力団排除協議会を順次発足させ、工事に参入する全ての下請事業者から「暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書」の提出を求めるとともに、事件や不当要求等の発生時には警察等に対する通報報告を必ず行う体制を構築しているところです。

この現下の情勢をふまえ、各種工事等における各次の下請等契約、売店や自動販売機の設置等の各種関連契約において、契約約款等に「暴力団排除条項」を導入するとともに、契約前に「暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書」の提出を求ること等について、貴会会員はもとより、協力会社、各次に亘る下請事業者にも徹底していただき、暴力団排除対策を講じていただくようお願い申し上げます。

謹白

# 「表明・確約書」「暴力団排除条項」の文例

## 1 表明・確約書

- 表明・確約書とは、契約する際に、相手方から「自分は暴力団等反社会的勢力でないこと」、「反社会的勢力との関係がないこと」、「暴力団等反社会的勢力に類する行為をしないこと」及び、「下請けや関連事業者に暴力団等反社会的勢力を用いないこと」等を項目ごとに表明させ、これに「違背した場合」や「虚偽の申告をした場合」には「無誓約で解約に応じ、「これによって生じた損害を自分の責任とすることを確認させる文書です。
- 作成に当たっては、単に、文書末尾に署名押印を求めるだけではなく、記載内容を「理解して同意したかどうかの意思表示」をさせ、そのことを「相手方自身の行為（拳銃）によって記録に残す」とことが重要なポイントとなりますので、項目ごとに、署名者本人に直接表明、確約（いたします・いたしません）の記載を求めるか、不動文字を丸で囲む方法をとることが重要です。
- 「表明・確約」を導入することによって、直接本人に、暴力団等反社会的勢力ではないことを確認することができ、また、その過程で、『疑い』があるか否かが分かって、契約前に排除できることとなり、契約後に排除する契約書の暴力団排除条項とは違った効果があります。
- また、契約後に判明した場合には、表明・確約違反となり、契約の解除及び相手方への損害賠償請求や、刑事的には「詐欺罪」としての立件を容易にする効果がありますので、**損排条項と併せて活用することが効果的です。**

### 【表明・確約書の文例】

暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

○○株式会社  
代表取締役

殿

〔○○株式会社代表取締役〕

住所  
(ゆうしょ)  
氏名  
(ひがな)  
昭・平 年 月 日生 ( 年齢 )

- 1 私[当社]は、現在又は将来にわたりて、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約（いたします・いたしません）。
  - ① 暴力団 ② 暴力団員 ③ 暴力団準構成員 ④ 暴力団関係企業 ⑤ 総会屋等、社会運動・政治活動等標榜ラゴロ
  - ⑥ 暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者 ⑦ その他前各号に準ずる者
- 2 私[当社]は、現在又は将来にわたりて、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力構」）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約（いたします・いたしません）。
  - ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
  - ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
  - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用している関係
  - ④ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
  - ⑤ その他の役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- 3 私[当社]は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為を行わないことを表明、確約（いたします・いたしません）。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に際して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偏見又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 4 私[当社]は、下請け又は再委託先業者（下請け又は再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。）との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約（いたします・いたしません）。
  - ① 下請け又は再委託先業者が前1、2及び3に該当せず、将来においても前1、2及び3に該当しないこと
  - ② 下請け又は再委託先業者が前号に該当したことが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとること
- 5 私[当社]は、下請け又は再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請け又は再委託先業者をしてこれを拒否せるとともに、速やかにその事實を賣社に報告し、賣社の捜査機関への通報に協力することを表明、確約（いたします・いたしません）。
- 6 私[当社]は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取引きが停止され又は解約されて一切賠償を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明、確約（いたします・いたしません）。

平成 年 月 日

署名

㊞

（注）契約相手（乙）に保証人がある場合には、契約相手、契約相手の保証人は各別に作成してください。

1から6までの各項目末尾の「いたします・いたしません」は、必ず署名者が、どちらかを〇で囲んでください。

\*契約の主体によって、「私」「当社」を使い分けてください。

\*代表以外の役員について、必要と認めたときは別紙として住所・氏名・生年月日の記載を依頼するようにしてください。

## 2 暴力団排除条項

- 導入することで、事実上「コンプライアンス宣言」と同様の効果があります。
  - 契約時に、契約相手を牽制し、偽装契約を抑制する効果があります。
  - 契約後、相手方が暴力団等反社会的勢力と判明した場合、契約解除の根拠となります。
- 暴力団排除条項を導入し、活用していくことは、暴力団等反社会的勢力との関係を遮断するために極めて有効な施策です。また、これに加えて、前ページの「表明・確約書」の作成・提出を求めることが、相手の意思表示を更に明確にすることとなり、契約時の確認、事後の処理に極めて有効となります。

### 【暴力団排除条項の文例】

#### 第〇条 反社会的勢力の排除

1 甲は、乙が以下の各号に該当する者（以下「反社会的勢力」という。）であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等
- ⑥ 社会運動等標榜ラゴロ
- ⑦ 政治活動等標榜ラゴロ
- ⑧ 特殊知能暴力集団
- ⑨ その他前各号に準ずる者

2 甲は、乙が反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- ⑤ その他の役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に際して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偏見又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

4 ① 乙は、乙又は乙の下請又は再委託先業者（下請又は再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。）が第1項に該当しないことを確認し、将来も同様から第3項各号に該当しないことを確認する。

② 乙は、その下請又は再委託先業者が前号に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を探らなければならない。

③ 乙が、前各号の規定に違反した場合には、甲は本契約を解除することができる。

5 ① 乙は、乙又は乙の下請若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請若しくは再委託先業者をしてこれを拒否せるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、甲の捜査機関への通報及び甲の報告に必要な協力を得るものとする。

② 乙が前号の規定に違反した場合、甲は何らの催告を要さずに、本契約を解除することができる。

6 甲が本条各項の規定により本契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償しないし補償することはせず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

## 事例等

### [平成29年版 警察白書]

- 稲川会傘下組織組長は、法定の除外事由がないにもかかわらず、労働者3人を建設会社に供給し、福島県内の除染作業に従事させた。28年6月、同組長ら2人を職業安定法違反（労働者供給事業の禁止）で逮捕した（北海道）。
- 福岡県では、公共工事における暴力団排除のため、公共工事の発注者（地方公共団体等）と警察が、落札者の情報や、下請け・孫請け事業者を含めた受注事業者の情報を共有する枠組み等を構築し、28年4月から運用を開始した。（福岡）
- 知事部局からの依頼に基づき、建設業の許可の更新をした建設業者について調査したところ、同建設業者の役員等の一人が、稲川会傘下組織幹部であることが判明した。28年10月、警察からの回答を受けた知事部局が、同建設業者に申請を拒否する旨を伝えたところ、同建設業者は建設業の廃業届けを提出した（北海道）。

### [平成28年版 警察白書]

- 六代目山口組傘下組織組長は、畜産会社の元社長及び人材派遣会社の経営者と共に謀の上、両会社間で架空の人材派遣契約等を締結して、同畜産会社に約850万円を支出させ、財産上の損害を与えた。27年8月までに、同組長ら3人を会社法違反（特別背任）で逮捕した（香川）。
- 27年5月、六代目山口組傘下組織幹部を弁護士法違反で検挙したところ、その捜査の過程で、建設会社代表取締役が、同幹部に対し、金銭を不当に与えていたことが判明した。そこで、警察から宮崎県及び日南市へ通報し、同年9月までに、宮崎県及び日南市が入札参加資格の停止の措置を講ずるなどした（宮崎）。

### [平成27年版 警察白書]

- 共政会傘下組織組長らは、風俗店経営者からみかじめ料を徴収しようと企て、24年12月から25年7月までの間、同組長の指示の下、同店に電話をかけて脅迫するとともに、みかじめ料の支払いを拒まれたことから、同店従業員が使用する車両への追尾、襲撃等を行った。26年3月までに、同組長ら9人を恐喝未遂罪で逮捕（同月、組織犯罪処罰法違反（組織的恐喝未遂）で起訴）した（広島）。
- 準暴力団チャイニーズドラゴンのリーダー格の男らは、25年9月から26年10月までの間、都内に所在する飲食店経営者に対し、「これからは俺たちが仕切る」などと申し向け、みかじめ料名目で合計70万円を喝取した。同年11月、同男ら4人を恐喝罪で逮捕した（警視庁）。

- 26年3月、住吉会傘下組織幹部を暴力行為等処罰二関スル法律違反で検挙したところ、その捜査の過程で、建設会社役員が、同幹部と社会的に非難される密接な関係を有していることが判明した。同年6月、東京都、墨田区等合計36地方公共団体に通報し、同社を公共工事から排除した（警視庁）。

[平成25年版 警察白書]

- 建設会社の代表者を自然公園法違反で検挙したところ、同人と山口組傘下組織幹部とが社会的に非難されるべき関係を有していたことが判明した。そこで、警察から和歌山県、三重県等へ通報し、24年2月までに、和歌山県及び三重県が入札参加資格の停止を講ずるなどした（和歌山、三重）。
- 水道工事会社の経営者は、工事代金の回収やトラブル等を解決してもらうため、山口組傘下組織幹部に用心棒料を供与していた。24年6月、県公安委員会は、同経営者と同幹部に対し、神奈川県暴力団排除条例の規定（利益供与等の禁止）に反したことにより勧告を実施した（神奈川）。
- 住吉会傘下組織幹部は、労働者を福島第一原子力発電所における災害復興工事現場に派遣し、禁止業務である分電盤設置等の建設業務について労働者派遣事業を行った。24年5月、同幹部を改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律違反で逮捕した（福島）。

[平成24年版 警察白書]

- 弘道会直系組長は、21年4月、地区の再開発事業に伴う解体工事に自己の影響下にある企業を参入させるため、開発関係者を「こんなもん潰そうと思ったら簡単やぞ。できんようにしてしまうぞ」などと脅迫し開発関係者に自己の影響下にある企業を参入させるよう強要した。23年6月、同人を強要罪で逮捕した（岐阜）。
- 建設会社の実質的な経営者は、23年4月、再開発事業に伴う解体工事を受注するため、山口組傘下組織組長にその仲介を依頼し、暴力団の威力を利用して解体工事を受注した。23年6月、警察から府及び市に通報し、同社を公共工事から排除した（大阪）